最終更新日：2016年6月30日
株式会社WDI
代表取締役　清水 謙
問合せ先：管理本部　03-3404-3704
証券コード：3068
http://www.wdi.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主価値向上のため、また、株主をはじめとするすべてのステークホルダー（利害関係者）の信頼に足る経営を実現するために、法令の遵守と高い透明性及び迅速な意思決定を可能とする経営システムの構築、併せて経営執行に対するチェック体制を充実していくことと捉えております。
経営の健全性、透明性及び効率性を追求することで、企業価値の継続的な向上と社会からの信頼を獲得する。そのために、当社に最も適した経営体制を構築し、ステークホルダーの信頼に足る経営実現のため、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。また、今後も株主のみならず、お客様、従業員、取引先等の利害関係者との関係をより緊密にし、企業倫理・コンプライアンスに充分留意した経営を行ってまいります。
また、下記の内容を定款に定めております。

（1）取締役の定数
当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

（2）取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

（3）取締役及び監査役の責任免除
当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
また、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨を定款に定めております。

（4）中間配当の決定機関
当社は、中間配当について機動的な配当政策を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（5）自己の株式の取得
当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

（6）株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
当社は、純投資目的以外の投資を行わないことを基本方針としております。従って純投資目的以外の投資に関する社内規定を定めておりません。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、当社の取締役との会社法に定める利益相反取引については、随時発生が予想された段階で取締役会において協議、可否について決議しております。
また、当社のすべての取締役及び監査役に対して、毎期、当社グループとの取引（取引条件が一般取引と同等であることが明白なものを除きます。）の有無について確認するアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3－1　情報開示の充実】
（1）企業理念、事業概要、将来ビジョン等を当社ウェブサイトに掲載しております。
（2）コーポレートガバナンスの基本的な考え方や基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
（3）取締役及び監査役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役

の報酬は監査役の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続きの開示については今後検討してまいります。
（4）取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、下記（A）～（C）のバランス、多様性及び規模を総合的に判断し、取締役会において指名の決定を行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。
なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。
（A）取締役候補の選任について
当社の企業理念等に基づき、当社のみならず外食業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部署の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選任及び指名を行う。
（B）監査役候補の選任について
当社の企業理念等に基づき、取締役の職務を執行・監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選任及び指名を行う。
（C）社外役員候補の選任について
社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うとともに、経営や財務及び会計等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選任及び指名を行う。
（5）取締役候補者及び監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4－1－1　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、稟議規程において意思決定機関及び意思決定者を定め、回議、決裁、承認等に関する権限を明確に定めております。意思決定機関につきましては、法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項及び経営上の重要事項については取締役会の権限とし、それ以外の事項については代表取締役、本部長、部署長、店舗責任者（ゼネラルマネジャー）にその権限を付与するとともに、社内役員及び関係従業員の合議体である経営会議において、取締役会への付議事項や業務執行に係る基本方針等を審議しております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役1名、社外監査役3名が在籍しておりますが、当該社外役員全員を独立役員として登録しております。社外取締役は1名ではありますが、社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、現時点において当社の独立取締役としての責務を十分に果たしております。また、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、現時点において社外役員4名により十分な経営の監視及び監督は機能しているものと判断しており、社外取締役の増員は必要ないものと考えております。但し、今後当社を取り巻く環境の変化により、社外取締役を増員する必要が発生する可能性もあり、適時候補者の選任を検討してまいります。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法及び東京証券取引所の定める基準をもとに、取締役会にて審議の上、独立社外取締役候補者を選任しております。

【補充原則4－11－1　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社は、取締役会の全体としての知識、経験、能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は、取締役候補者の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則3－1に記載のとおりです。
取締役会の全体としての知識、経験、能力のバランス、多様性及び規模を引続き意識してまいります。

【補充原則4－11－2　役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】
社外役員の他社での兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載することにより、毎年開示しております。

【補充原則4－11－3　取締役会全体の実効性の分析・評価】
取締役会の実効性について、分析、評価及びその結果を開示することについては今後検討してまいります。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役のトレーニングの方針】
当社は、取締役及び監査役に対して、職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のため、研修や外部セミナーへの参加を推奨しております。また、その際の費用負担については、会社に請求できることとなっております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、IR担当取締役を選任するとともに、管理本部をIR担当部署としております。
アナリストを対象とした決算説明会を年に1回開催しており、代表取締役、IR担当取締役が決算の概況や今後の戦略等について説明しております。また、その場で使用した資料については、ウェブサイトで開示を行うことで、説明会に参加されなかった方々にも同等の情報をお伝えできるようにしております。

【補充原則5－1－2　株主との対話を促進するための方針】
（1）（2）当社は、IR担当取締役を選任しております。株主との対話全般については、IR担当者が統括して行っており、適宜、IR担当取締役へ報告しております。IR担当取締役がIR活動に関連する部署を管掌することで、日常的な部署間の連携に努めております。
（3）本決算の提出後、アナリスト向けの決算説明会を開催し、代表取締役、IR担当取締役が直接説明しております。さらに、ウェブサイトには、IR専用の問い合わせ窓口を設置しております。
（4）ウェブサイト上の問い合わせ窓口及び電話による株主や投資家からのさまざまな意見等については、取りまとめたものを常勤の取締役及び監査役に毎月回覧しております。その他、IR活動については、適宜、担当取締役に報告があがり、経営会議や取締役会にて情報の共有が図られております。
（5）対話に際しては、当社の持続的成長、中長期的な企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Soken Corp.	1,512,000	23.87
清水　洋二	1,356,140	21.41
清水　謙	169,300	2.67
WDI従業員持株会	144,140	2.27
清水　宏子	72,300	1.14
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	71,700	1.13
サントリー酒類株式会社	60,000	0.94
麒麟麦酒株式会社	40,000	0.63
孫　正義	36,000	0.56
宮内　義彦	36,000	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中谷　巌	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中谷　巌	○	他の会社の出身者であります。	複数の企業の取締役を兼任しており、見識に優れ、経営全般について客観的な立場から幅広い助言を行うことが可能であることにより、選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じる恐れがない、経営陣から独立した存在であると判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である太陽有限責任監査法人と内部監査室及び監査役会は、会社法及び金融商品取引法に基づく法定監査の結果報告に加え、必要の都度相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を通じて監査の実効性と効率性を確保するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
結縄　芳哲	他の会社の出身者													
藤井　俊一	他の会社の出身者													
加久田　乾一	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
結縄　芳哲	○	過去において当社での勤務実績はございません。	他社において財務経理部門の責任者などを歴任し、当社の経営に対して、的確な助言、監督をいただけると判断し、選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じる恐れがない、経営陣から独立した存在であると判断したため、独立役員として指定しております。
藤井　俊一	○	過去において当社での勤務実績はございません。	グローバル企業の日本法人において、代表者として企業の経営経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じる恐れがない、経営陣から独立した存在であると判断したため、独立役員として指定しております。
加久田　乾一	○	過去において当社での勤務実績はございません。	監査法人における職歴が長く豊富な経験と専門的な知識から、社外監査役としてその職務を遂行できるものと期待されるため、選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じる恐れがない、経営陣から独立した存在であると判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当期純利益連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役、監査役及び社外役員別に報酬等の総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、それぞれ管理本部及び内部監査室が必要に応じてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

【取締役及び取締役会】

当社では、代表取締役及び業務担当取締役が業務を執行しており、当該業務執行について取締役会が監督しております。取締役会では取締役会規程に基づき、会社の重要事項等を討議・決定し、また、監督を行っており、原則として1ヶ月に1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時開催しております。また、できる限り少数の意思決定機関にすることで、迅速かつ効率的な経営判断ができる体制とするため、取締役5名で構成しております。

うち1名は社外取締役を選任しており、経営全般について客観的な立場から幅広い提言を得ております。

【監査役及び監査役会】

当社の監査役会は、監査役3名で構成され、3名とも社外監査役であります。

各監査役は、監査役監査基準に基づき監査を行っており、すべての取締役会に出席し意見を述べる他、社内の重要な会議にも随時出席し、必要に応じて担当部門に対するヒアリングを行い、担当部署からの報告を通じて、経営全般及び個別案件に関して業務執行の監査をしております。また、監査役は監査法人と意見交換を適宜行い、取締役の業務執行の妥当性、適法性につき監査を行っております。

なお、監査役の機能強化に向けた取組として、独立性の高い社外監査役を3名選任していることに加え、監査役の業務補助のため、必要に応じて監査役スタッフ等を置くことができる旨を監査役会規則に定めております。

【内部監査室】

当社では、代表取締役の直轄の機関として内部監査室（内部監査室長以下2名体制）を設置し、内部監査を行っております。内部監査室は、業務執行の適切性・効率性を確保するために、通常の業務執行から独立した機関として構成されており、内部監査規程及び年次計画に基づいて、

各部門の業務が経営方針、社内諸規程並びに関係諸法令に準拠しているかどうかに重点をおいた書類監査及び実地監査を実施しております。また、内部統制についても内部監査室が担当しています。
　内部監査室と監査役は随時連携を取って監査を実施しており、業務執行に関しての問題点を発見した場合は互いに連携を密にし、問題の解決にあたっております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　当社は、監査役制度を採用しており、取締役会による業務執行の監督と監査役による監査を軸とした経営監視体制を構築しております。
　当社がこのような体制を採用している理由は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報１．基本的な考え方」で記載のとおり、企業価値の継続的な向上と社会からの信頼を獲得するため、当社に最も適した経営体制の構築を具現化できる体制であると考えているためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避しております。
その他	当社グループウェブサイトへ招集通知の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期、本決算発表後に、決算説明会として開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、会社説明会資料、月次報告等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部がIRの担当部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の事業子会社であるWDI JAPANのハードロックカフェ業態において、毎年「ビーチクリーンアップ活動」「チャリティーイベント」等を行っている他、社団法人日本フードサービス協会（JF）主催の「愛の募金キャンペーン」に参加しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「内部情報及び内部取引者管理規程」により定め、当社の事業子会社であるWDI JAPANの総務人事部にて社員に対して啓蒙活動を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において「内部統制システムに関するWDIグループの基本方針」を次のとおり決定しており、この方針に基づいて必要な体制の整備を進めております。

【内部統制システムに関するWDIグループの基本方針】
(1)当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び当社グループは、倫理・法令遵守を企業の社会的責任であると位置付け、当社の企業理念、WDI行動規範を取締役ならびに全従業員が日々実践していくことで、職務遂行上においての倫理・法令ならびに定款の遵守を徹底いたします。
代表取締役の直轄組織として内部監査室が内部監査を所管し、監査役との連携のもとで年間計画に基づき定期的に監査業務を行い、各部署・店舗が法令、定款、内部規程(規則)に従って適切かつ円満に職務執行されていることを確認の上、代表取締役に報告をするとともに、適切かつ有効な指導を行ってまいります。
補完体制として、社内通報規程に基づき「社内通報制度」の継続運用を行い、コンプライアンスによる相談窓口の設置を社内に広く認識させるとともに、通報した人が不利益を受けないことを保障いたします。
当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断いたします。反社会的勢力及び団体からの不当要求等に対しては、企業を挙げて立ち向かい、反社会的勢力による被害の防止に努めてまいります。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保有及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保有及び管理は、取締役会議事録を作成の上で、「文書管理規程」及び「稟議規程」に基づき適切に整理・保存・管理を行ってまいります。
子会社は「関連会社管理規程」に基づき定期的または必要に応じ、業績、財務状況、その他業務上の重要事項を当社に報告または承認を得ております。

(3)当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び当社グループは過大なリスクを伴う不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し最小限に止めるなどの危機管理体制の整備を行ってまいります。

(4)当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び当社グループは原則として1ヶ月に1回開催する定時取締役会の他に、必要に応じて臨時取締役会を開催し重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行ってまいります。
業務遂行を円滑に行うため経営会議を開催して、取締役会における経営意思の決定や業務執行が的確かつ迅速に行える体制を構築いたします。

(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対する適切な経営管理を行ってまいります。
子会社の年度予算及び中長期経営計画は当社の取締役会で承認し、計画の進捗状況に関して定期的に取締役会において報告を受けております。
グループ会社に関しても、内部監査室が定期的に監査を実施するとともに、業務の適正性を確保する体制を整備いたします。

(6)監査役を補助する使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、必要に応じて補助すべき使用人を置きます。当該使用人の評価等に関しては、監査役の同意を得て決定するものとし、取締役からの独立性の確保を行ってまいります。

(7)監査役を補助する使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に関しては、取締役その他使用人から指揮命令を受けず、主として監査役の指揮命令に従い職務を執行いたします。

(8)監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は当社及びその子会社に関して業務上知り得た重要な事項について、ただちに監査役に報告する義務を負います。但し、それにより報告者が不利益を受けることがない体制を構築しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要書類の閲覧や意思決定の過程や職務遂行に係る事項に関し、必要に応じて意見・質問などを述べてまいります。
また「内部監査規程」において内部監査室は、監査役との密接な連携を保つよう定め、監査役の監査の実効性確保を図っております。

(9)監査役の職務の執行について生じる費用に関する事項
当該費用の前払いまたは償還については、監査役の請求等に従い速やかに実施しております。

(10)財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行っております。また、係るシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】
当社及び当社グループは、「内部統制システムに関するWDIグループの基本方針 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を決定しております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】
当社は、反社会的勢力との関係を遮断し当該勢力による被害を防止すべく、「コンプライアンスマニュアル」のなかでその対応を定めております。
反社会的勢力への対応を統括する部署として、「コンプライアンス委員会」を設け、当社の事業子会社であるWDI JAPANの総務人事部に「コンプライアンス事務局」を置いております。

問題が生じた場合は顧問弁護士や所轄警察署等の外部専門機関に適宜相談し、連携して対処するようにしております。
また、グループ会社については、当社のリスク管理規程により、リスクを一元的に管理しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
(1)会社情報の適時開示窓口は「管理本部」に機能を一元化しております。
(2)開示決定は、取締役会が行っております。
(3)積極的な情報開示の推進という観点から、管理本部が必要と判断したものについては、任意で開示を行っております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要(模式図)

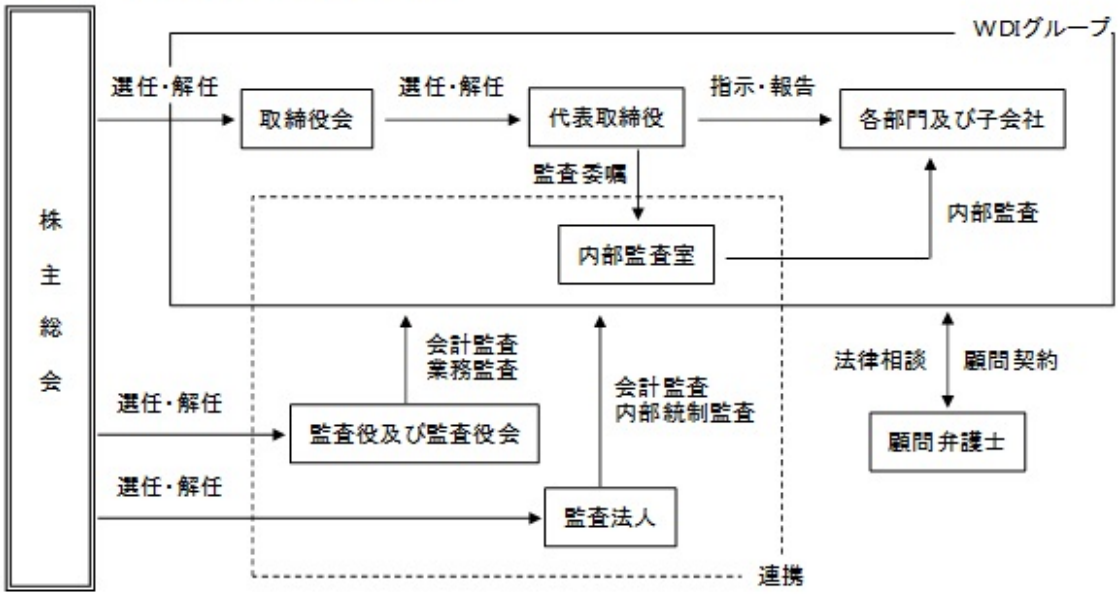

適時開示体制の概要(模式図)

